

令和6年4月19日 岡山県公報第12592号

◎岡山県規則第三十二号

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和六年四月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十二年岡山県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「〇・六〇％」を「〇・八〇％」に改める。

別表第三第一号から第四号までの規定中「〇・六〇％」を「〇・八〇％」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の岡山県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以降に貸し付ける貸付金について適用し、同日前に貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

令和6年4月19日 岡山県公報第12592号

◎岡山県告示第202号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第302号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

令和六年四月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場	所	期	日				
美 咲 町	美咲町役場旭総合支所	美咲町柵原総合文化センター	"	令和六年				
				六月三日				
				"				
				四日				
				"				
				五日				
西粟倉村	いきいきふれあいセンター	"	"	六日				
				一三三〇〇				
奈 義 町	奈義町役場	"	"	七日				
				一〇三〇〇				
久米南町	誕生寺コミュニティセンター	"	"	十日				
				一〇三〇〇				
美 作 市	美作市東粟倉総合支所	"	"	十一日				
				一〇三〇〇				
				"	"	十二日		
						一〇三〇〇		
				美作市大原総合支所	"	"	十三日	
							一〇三〇〇	
				"	"	"	十三日	
							一〇三〇〇	
				美作市勝田総合支所梶並出張所	"	"	"	十三日
								一〇三〇〇
				美作市勝田総合支所	"	"	"	十三日
								一〇三〇〇
美作市勝田総合支所	"	"	"	十三日				
				一〇三〇〇				
美作市勝田総合支所	"	"	"	十三日				
				一〇三〇〇				

令和6年4月19日 岡山県公報第12592号

〔二〇五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員（退任及び就任の届出があつた。）
 令和六年四月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		就任役員		住所		理事別	
氏名	氏名	氏名	氏名	住所	住所	住所	住所	理事別	理事別
大谷池土地改良区	奥 正親	福永 卓志	福永 卓志	勝田郡奈義町広岡六七七	勝田郡奈義町広岡六七七	勝田郡奈義町広岡六七七	勝田郡奈義町広岡六七七	理事	理事
	鈴木 幹治	鈴木 幹治	鈴木 幹治	〃	〃	〃	〃	理事	理事
	柴田 正稔	柴田 正稔	柴田 正稔	〃	〃	〃	〃	理事	理事
	鷺田 和憲	鷺田 和憲	鷺田 和憲	〃	〃	〃	〃	理事	理事
	鷺田 末明	鷺田 裕子	鷺田 裕子	〃	〃	〃	〃	監事	監事
	市川 厚	市川 厚	市川 厚	〃	〃	〃	〃	理事	理事
	鷺田 次古	鷺田 次古	鷺田 次古	〃	〃	〃	〃	理事	理事

令和6年4月19日 岡山県公報第12592号

〔二〇六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

令和六年四月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称
備北土地改良区

二 退任及び就任役員

氏名	就任役員	住所	理事別
澤 由紀義	澤 由紀義	高梁市中井町津々二七七三	理事
西村 武夫		新見市草間八一五四	理事
橋本 二郎	橋本 二郎	土橋三三三三	理事
赤木 紘一		足見二五〇七	理事
田中 邦男	田中 邦男	豊永赤馬四九九六	理事
竹本 繁行		豊永佐伏一五八八	理事
植田 美行	西村 和夫	草間三四六二	理事
小林 茂	小川 操	豊永佐伏五〇六〇	理事
		草間九七九七	理事
	家本 弘彦	豊永宇山三七八	理事
	村田 栄	足見二六〇四	理事
	梶上 守	草間九七八九	理事
川井 正敏		豊永宇山四三三七―二	監事
岡本 宗慈	岡本 宗慈	真庭市下中津井二〇二三	理事
小川 晴夫	岩本 勝彦	新見市草間七九一七―三	理事
	国広 浩昭	豊永佐伏一三〇三	理事

令和6年4月19日 岡山県公報第12592号

〔二〇七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和六年四月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 事業及び地区名
県営土地改良事業（中山間地域総合整備 真庭南部地区）
- 二 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（中山間地域総合整備 真庭南部地区）計画書
- 三 縦覧の期間
令和六年四月十九日から同年五月十日まで
- 四 縦覧の場所
真庭市役所

令和6年4月19日 岡山県公報第12592号

〔二〇八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。
令和六年四月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市内 倉敷市、笠岡市、 井原市、総社市、 高梁市、浅口市、 浅口郡里庄町及び 小田郡矢掛町	基本測量（空中写真撮影） 基本測量（オルソ作成）	測量区域	測量の種類	終了年月日
				令和六年三月三十一日 令和六年三月三十一日

令和6年4月19日 岡山県公報第12592号

〔二〇九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和六年四月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	岡山市北区、同市南区、倉敷市、津山市、笠岡市、高梁市、新見市、瀬戸内市、真庭市、美作市、和気郡和气町、真庭郡新庄村、苫田郡鏡野町及び久米郡美咲町地内
測量の種類	基本測量（電子基準点測量）
終了年月日	令和六年三月三十一日

令和6年4月19日 岡山県公報第12592号

〔二一〇〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により倉敷市から岡山県南広域都市計画公園についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年四月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画公園

二 都市計画の変更年月日

令和六年四月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市計画課

なお、原本は、倉敷市建設局土木部公園緑地課において縦覧に供する。

「1111」政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和六年四月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 次

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

岡山県教育委員会におけるマイクソフト社教育機関向けライセンスプログラム
1式

(2) 調達の内容等

入札説明書及び調達仕様書による。

(3) 納入期限

令和6年6月28日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか調達仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和6年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年岡山県告示第27号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付け区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間に、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請手続

令和6年4月19日 岡山県公報第12592号

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 086-226-7538

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室

電話 086-226-7826

FAX 086-224-2535

電子メールアドレス kyoikujohoho@pref.okayama.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和6年4月19日(金)から同年5月15日(水)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和6年4月19日(金)から同年5月15日(水)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(必着)

イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は信書便によるものに限る。5(2)イにおいて同じ。)

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

令和6年5月30日(木) 午前10時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者(以下「本人」という。)又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

令和6年4月19日 岡山県公報第12592号

本人が作成した入札書を封印（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）並びに1（1）の件名及び（1）の日時を記載したものに限り）をして、郵送等により、令和6年5月29日（水）の午後5時までに4（1）の場所に提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第131条及び第133条の規定による。

(2) 契約保証金

財務規則第153条及び第155条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4（4）の一般競争入札参加申出書等を提出した者は、契約担当者から当該書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 落札者の決定方法

財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Microsoft Software License Programs for Education 1 set

(2) Delivery date :

By 28 June, 2024

(3) Delivery place :

Specified in bid explanation form

(4) Time limit for tender :

10:00 AM 30 May, 2024

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Board of Education, High School Education Division,
Education Digitization Promotions Office

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570, Japan

TEL : 086-226-7826

令和6年4月19日 岡山県公報第12592号

◎岡山県人事委員会公示第二号

令和六年度岡山県職員A採用試験を次のとおり実施する。

令和六年四月十九日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主 な 勤 務 先 及 び 職 務 内 容
行 政	七十六名程度	知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、一般行政事務に従事する。
環 境	五名程度	知事部局（本庁、県民局等）において、環境等に関する専門的業務に従事する。
衛 生	若干名	知事部局（本庁、県民局等）において、食品衛生及び環境衛生の監視、指導等の専門的業務に従事する。
農 業	十五名程度	知事部局（本庁、県民局、農林水産総合センター等）において、農作物の生産振興、農業に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。
土 木	二十一名程度	知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
農業土木	八名程度	知事部局（本庁、県民局等）において、農地農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
畜 産	五名程度	知事部局（本庁、県民局等）において、家畜及び畜産物の生産振興、畜産に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。
林 業	八名程度	知事部局（本庁、県民局等）において、治山事業等に関する企画、設計及び施工管理、林業に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。
建 築	五名程度	知事部局（本庁、県民局等）において、建築、住宅、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
電 気	五名程度	知事部局（本庁、出先事務所等）又は企業局（本局、発電総合管理事務所、工業用水道事務所等）において、電気設備、通信設備等に関する企画、設計及び施工管理並びに電気設備、通信設備等の運転、保守管理等の

令和6年4月19日 岡山県公報第12592号

専門的業務に従事する。なお、勤務場所によっては、深夜勤務、交替制勤務等の変則的な勤務を伴う場合がある。

二 受験資格

- 1 次のいずれかに該当する者
 - (1) 平成六年四月二日から平成十五年四月一日までに生まれた者
 - (2) 平成十五年四月二日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
 - ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和七年三月三十一日までに卒業見込みの者
 - イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者
- 2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。
 - (1) 日本の国籍を有しない者
 - (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者
 - (3) 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

- 1 第一次試験
 - (1) 教養試験（試験区分（行政））
大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。
 - (2) 職務能力試験（試験区分（行政）以外のもの）
基礎的な職務能力について択一式による筆記試験を行う。
 - (3) 専門試験
試験区分ごとに、それぞれ次の出題分野から択一式による筆記試験を行う。

試験区分	出題分野
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等
環境	数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等
衛生	公衆衛生看護学、水産利用学、応用微生物学、畜産一般、食品科学、物理・化学・生物、衛生、分析化学、有機化学、一般化学、生物有機化学等
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等

令和6年4月19日 岡山県公報第12592号

土 木	数学・物理・情報、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工等
農 業 土 木	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般等
畜 産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般等
林 業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学等
建 築	数学・物理・情報、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等
電 気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等

(4) 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

口述試験

第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

なお、第一次個別面接において、一定の基準に達しない場合は、第二次個別面接を受験することができない。

四

試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	試験会場	
令和六年六月十六日（日曜日）	岡山会場	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学文・法・経済学部講義棟
	東京会場	東京都港区浜松町二丁目八番一四号 ビジョンセンター浜松町

2 第二次試験

試験の期日	試験会場
令和六年七月五日（金曜日）から同月十四日（日曜日）までのうち一日（第一次試験の合格者に対して、岡山県人事委員会事務局のホームページにて指定する。）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

令和6年4月19日 岡山県公報第12592号

令和六年七月二十六日（金曜日）から同年八月十日（土曜日）までのうち一日（第二次個別面接受験対象者に対して、岡山県人事委員会事務局のホームページにて指定する。）

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、第二次試験の合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和六年六月二十五日（火曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和六年八月中旬	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。
- 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和七年四月一日とする。
- 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

- 令和六年四月採用者（新卒者）の給料月額は、二〇七、四〇〇円である。
- 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

試験を受けようとする者は、令和六年四月十九日（金曜日）から同年五月十七日（金曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにより受験申込みを行うこと。その他

- 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 受験案内は、岡山県人事委員会事務局のホームページからダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込みの入力事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。

4 六1(1)の採用候補者名簿に登載された場合であっても、受験申込みの入力事項等に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

令和6年4月19日 岡山県公報第12592号

◎岡山県人事委員会公示第三号

令和六年度岡山県警察行政職員A採用試験を次のとおり実施する。

令和六年四月十九日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
警察行政職員A	十名程度	警察本部、警察署等において、予算・経理、庶務、統計、警察施設の維持管理、交通管制、運転免許事務、犯罪捜査の支援等の警察運営に必要な様々な業務に従事する。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者

- (1) 平成六年四月二日から平成十五年四月一日までに生まれた者
 - (2) 平成十五年四月二日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの
ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和七年三月三十一日までに卒業見込みの者
イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者
- 2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者
- (3) 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百九十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

- (1) 教養試験
大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。
- (2) 論文試験
表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。
- (3) 適性検査
性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

- 口述試験
集団面接及び個別面接により行う。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	試験会場
-------	------

令和6年4月19日 岡山県公報第12592号

2 第二次試験

令和六年六月十六日（日曜日）		岡山会場	岡山市北区津島中三丁目一番一号
東京会場		東京都港区浜松町二丁目八番一四号 ビジョンセンター浜松町	岡山大学文・法・経済学部講義棟

試験の期日	試験会場
令和六年八月三日（土曜日）及び同月四日（日曜日）のうち一日（第一次試験の合格者に対して、直接通知する。）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表
岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和六年七月三日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和六年八月中旬	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

- 1 採用
- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、成績順に採用候補者名簿に登録する。
- (2) 採用者は、任命権者（岡山県警察本部長をいう。以下同じ。）からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登録順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和七年四月一日とする。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登録の日から一年とする。
- 2 給与
- (1) 令和六年四月採用者（新卒者）の給料月額は、二〇七、四〇〇円である。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県警察本部警務部警務課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）に提出すること。
- 2 受験申込書は、令和六年四月十九日（金曜日）から同年五月十七日（金曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあつては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 3 インターネットによる受験申込みは、令和六年四月十九日（金曜日）から同年五

八 月十七日(金曜日)までの期間中、岡山県警電子申請サービスにおいて受け付ける。
その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験申込書及び受験案内は、岡山県警察本部警務部警務課、県内各警察署、岡山県人事委員会事務局等で交付する。また、受験案内は、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 4 六1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項(インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。)に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

令和6年4月19日 岡山県公報第12592号

◎岡山県選管告示第二十二号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和六年四月十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

表病院の項中「医療法人創和会しげい病院」を「社会医療法人創和会しげい病院」に改める。

令和6年4月19日 岡山県公報第12592号

◎岡山県選管告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、令和六年四月二日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をするこ
とができなくなった政治団体は、次のとおりである。

令和六年四月十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

主たる事務所の所在地

都窪郡早島町早島三三三―四三

高梁市落合町阿部八六―二

和気郡和気町福富六〇六―七フロンテ和気E棟

浅口市鴨方町六条院西三四四―二

瀬戸内市長船町西須恵一五一―一

加賀郡吉備中央町円城五七

井原市井原町一三―一

総社市久代四二四三

玉野市宇野一三〇―二五

岡山市南区新保六八五―一三

総社市総社二一七―三八

新見市金谷一六五―六

都窪郡早島町早島四五九二―一二

久米郡美咲町飯岡一四三二

倉敷市茶屋町早沖一七六五

代表者氏名

会計責任者氏名

浅沼一徳

浅沼由香

数井美佐

石井亮作

神崎善雄

目賀晴栄

齋藤誠吾

齋藤芳江

小谷和志

小谷恵子

草地博

石井雅之

西吉久和

高田愛子

名木正昭

名木正昭

金川巖

池田守良

高津昌吾

福島明德

三谷友康

永田真一

堀江裕太

堀江昌子

長久啓太

長久啓太

山田雄二

延原悟

中田太海

森下晴夫

政治団体の名称

浅沼一徳後援会

石井さとみ後援会

神崎良一後援会

心の宴

小谷和志後援会

自由民主党加茂川支部

たかた正弘後援会

名木田正昭友の会

西沢大助後援会

日本臨床検査技師連盟岡山県支部

深見まさひろ後援会

堀江ひろし後援会

真鍋かずたか後援会

山田ゆうじ後援会

若林あきお後援会

◎岡山県公安委員会告示第四十八号

昭和五十九年岡山県公安委員会告示第四十八号（拡声機等による暴騒音規制条例に基づく地域の指定）の一部を次のように改正する。

令和六年四月十九日

岡山県公安委員会

本則の表岡山市の項中「岡山駅表構内（通称駅前広場）」を「岡山駅駅舎の東側周辺並びに」に、「幸町八番二十九号」を「北区幸町八番二十九号」に、「駅前町一丁目一番二十五号先から」を「駅前町一丁目一番一号先から北区」に、「岡山駅西口構内（通称岡山駅西口広場）及び北区奉還町二丁目一番二十九号先から駅元町十六番二十号」を「岡山駅駅舎の西側周辺並びに北区駅元町一五番一号先から北区奉還町二丁目一番二十九号先及び北区奉還町一丁目一番九号先を経て北区駅元町三一番一号」に、「東中央町一番十四号」を「北区東中央町一番一四号」に、「中山下一丁目八番五十三号先から丸の内一丁目十五番二十号」を「中山下一丁目八番四五号先から北区丸の内一丁目一五番二〇号」に改め、同表倉敷市の項中「倉敷駅正面及び同先国道並びに阿知二丁目一番十七号」を「倉敷駅駅舎の南東側周辺並びに阿知一丁目七番一号から同二号先に至る国道及び阿知二丁目一番一七号」に改め、同表津山市の項中「大谷百七十八番地」を「大谷一七八番地」に、「津山駅正面及び南町二丁目二十八番地先から同九十五番地」を「津山駅駅舎の北側周辺並びに南町一丁目二八番地先から同九四番地一」に、「国道」を「国道及び南町一丁目二八番地先から横山一四番地五三先に至る市道」に改める。

令和6年4月19日 岡山県公報第12592号

◎岡山県労働委員会告示第一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱した岡山県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

令和六年四月十九日

岡山県労働委員会

会長 西田和弘

岡山県労働委員会あつせん員候補者名簿

（令和6年4月11日現在）

区分	氏名	現職等	委嘱の日付	労働委員会		
				公益委員	労働者委員	使用者委員
事務局長職	西田和弘	岡山大学大学院法務研究科教授	令和4年11月28日	岡山県労働委員会あつせん員候補者名簿	岡山県労働委員会	岡山県労働委員会
	濱田陽子	岡山大学法学部教授	〃			
	岡部宗茂	弁護士	〃			
	大河健二	特定社会保険労務士	〃			
	安田祐介	弁護士	〃			
	阪口林	JUAゼンセン岡山県支部参与	〃			
	檜本博美	元岡山県教職員組合特別執行委員	〃			
	林康宏	運輸労連岡山県連合会執行委員長	〃			
	難波浩一	連合岡山事務局長	〃			
	古角美姫	全日通労働組合岡山県支部組織文化部長	〃			
事務局職	梶原康彦	梶原乳業株式会社代表取締役社長	〃	岡山県労働委員会	岡山県労働委員会	岡山県労働委員会
	横山圭介	横山石油株式会社代表取締役社長	〃			
	石田敦志	株式会社インダ代表取締役	〃			
	西谷治朗	岡山県経営者協会専務理事	〃			
	三宅崇文	おかやま信用金庫専務理事	〃			
事務局職	坪井俊隆	岡山県労働委員会事務局長	令和5年4月13日	岡山県労働委員会	岡山県労働委員会	岡山県労働委員会
	森本章敬	岡山県労働委員会事務局次長	令和6年4月11日			

令和6年4月19日 岡山県公報第12592号

員

近藤 仁志

岡山県労働委員会事務局総括参事

”